

楽しくお得に健康づくり 温泉プール無料利用券

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町は、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、温泉プールの無料利用券を交付します。希望する人は窓口で申請してください。



個人利用

○最大48回分 (14,880円分)

グループ利用 (友人同士や家族など2人以上)

○最大48回分 (14,880円分)

グループ全員が48回を利用した場合には、更新申請で「3月末までの残り月数×4回分」を更に助成

モニター利用 (水中ウォーキングの効果を検証するため、体重、体脂肪率などを記録していただける人)

○最大96回分 (29,760円分)

「プール利用者カード」をあわせて交付しますので、体重などを記録して、3月末に福祉課へ提出してください。

※週2回(月8回)を想定していますが、利用頻度は問いません。

- 対象者** 町民 (医師による運動制限を受けていない人)
- 交付の種類** 利用形態によって、無料利用券の交付枚数が変わります
- 利用期限** 4月1日(月)～2020年3月31日(火)
- 受付窓口** 福祉課、分庁総合窓口課
- 受付開始** 4月1日(月)
- 注意事項**
- ・無料利用券は温泉プールでのみ使用できません。
 - ・温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
 - ・プール運動教室には使用できません。
 - ・本人以外使用できません。
 - ・再発行できません。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

運転免許証自主返納支援制度

運転に不安を感じるなどで運転免許証を自主的に返納された人を支援します。



対象者

運転免許のすべてを免許証の有効期間内に自主返納した町民で、①または②のいずれかに該当する人

- ① 満70歳以上の人
- ② 次のいずれかの手帳や受給者証の交付を受けている人
 - 身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○自立支援医療費(精神通院医療)受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○戦傷病者手帳

支援内容 (1人1回限り)

「伯耆町デマンドバス回数券3冊(11枚綴り 3,000円分)」または「日ノ丸バス回数券3冊(11枚綴り 3,000円分)」のいずれかを支給

申請期限

警察署で取得する「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から5年間

申請に必要なもの

・印鑑 ・運転免許証返納時に交付される「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」 ・身体障害者手帳など(手帳や受給者証をお持ちの方のみ)

申請窓口 企画課、分庁総合窓口課

4月1日からどちらかを選べるようになりました!!

運転免許証自主返納とは? (申請による運転免許の取消)

身体機能の低下を自覚した、また、運転の必要なくなったなどの理由により免許証の有効期間内に免許証を返納することです。

返納方法

- ① 返納する本人が運転免許証(有効期間内のもの)を持参し、運転免許センター、又は警察署、幹部派出所へ返納申請する。
- ② 「申請による運転免許の取消通知書」を受け取る。「運転経歴証明書」(顔写真付き、鳥取県公安委員会発行 手数料1,000円)を希望する人は申請する。※運転免許センターは即日交付されますが、警察署、幹部派出所は交付に約2週間かかります。

問い合わせ先

◎運転免許証自主返納支援制度に関すること
企画課 経営企画室
TEL:0859-68-4212

◎運転免許証の返納手続きに関すること
黒坂警察署 TEL:0859-74-0110
西部地区運転免許センター TEL:0859-22-4607

乳児(0歳児)家庭保育支援手当

伯耆町では、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成の深化を目的に、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対し、乳児家庭保育支援手当を支給して経済的支援を行います。

支給対象者

対象者	給付期間	給付基準と単価
① 育児休業給付金などの受給者	乳児の月齢が満9月に到達した月から満12月に到達する月までの間(育児休業給付金の支給率が2/3から1/2に変更となる月～12月に到達する月までの間) ※最大4か月間	1月あたり育児休業給付金の1/6 ● 上限72,500円 ● 下限33,000円
② ①以外の人(父または母のいずれかで所得が高い人)	乳児の月齢が満4月に到達した月から満12月に到達する月までの間 ※最大9か月間	1月あたり33,000円 ※2人(多胎)の場合:5,000円を加算 3人(多胎)以上の場合:2人目5,000円、3人目以降3,000円を加算

支給制限

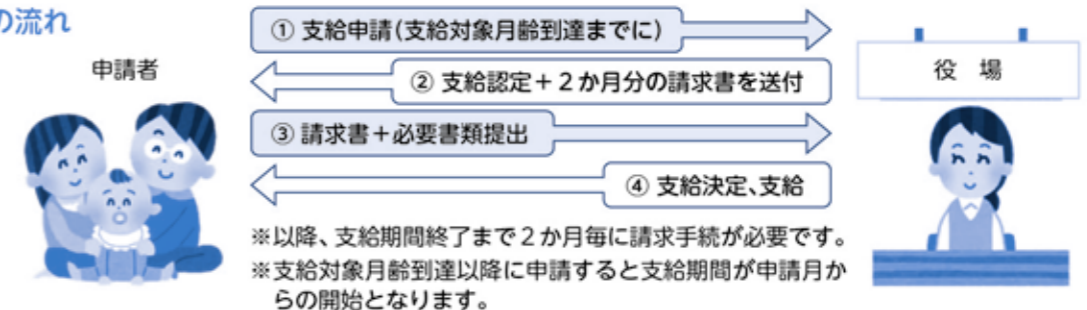
以下に該当するときは支給されません。

- 保育施設などに児童を預けた。または入所措置の対象となった
- 児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭
- 生活保護法による保護を受けている
- 保護者が乳児の養育を著しく怠っている
- 正当な理由なく支給認定関係調査に応じない など

※支給期間中に支給制限の事由に該当した場合は、事由が生じた日の属する月分までを支給(その日が月の初日である時は、その月の前月分までを支給)。



手続きの流れ



申請に必要なもの

- ① ◆ 育児休業給付金を受けている人: 育児休業給付金支給額のわかるもの(育児休業給付金支給決定通知書など)
◆ 育児休業給付金の支給を受けていない人: 父母両方の雇用保険被保険者番号がわかるもの(雇用保険被保険者証など)
※わからないときは、前職の履歴などを聞き取りします。
- ② 振込先口座番号がわかるもの(通帳など)
- ③ 印鑑(認印・父母各1つずつ)

※伯耆町から児童手当を支給されていない人(公務員で、2年以内に伯耆町に転入した人)は、所得課税証明書の提出が必要な場合があります。該当する人は福祉課へお問い合わせください。

申請受付・問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534